

板橋区立福祉園 平 準 化 基 準

平成14年4月1日 制 定
 平成23年4月1日 一部改正
 平成29年4月1日 一部改正
 令和2年7月16日 一部改正
 令和6年4月1日 一部改正
 令和7年4月1日 一部改正

項 目		内 容
利 用 者 支 援	在園時間	生活介護(支援時間) … 福祉園条例第7条で規定する利用時間(午前9時から午後5時まで)のうち6時間以上を原則とし、その支援時間を個別支援計画書に「標準的な支援時間」として明記すること。 ※ただし、送迎時間との兼合いや利用者の障がい特性等に応じ、支援時間を延長・短縮することができるほか、時間外支援を行う場合は、この限りではない。 就労継続支援B型(支援時間) … 午前9時から午後4時までを原則とし、その支援時間を個別支援計画書に「標準的な支援時間」として明記すること。 ※ただし、送迎時間との兼合い(加賀・身体グループ)や利用者の障がい特性等に応じ、支援時間を延長・短縮することができるほか、時間外支援を行う場合は、この限りではない。
	通所方法	生活介護 … 通所バスでの送迎による。 ※ただし、利用者の指導上必要があると認める場合は、保護者等に過重な負担とならないよう十分配慮の上、利用者の居住地から通所バスの乗車場所又は福祉園まで単独通所させることができる。 就労継続支援B型 … 自力通所による。 ※ただし、加賀・身体グループについては、生活介護の通所方法に準ずるものとする。
	乗車場所	福祉園と家族(利用者)の間で取り決める。
	送迎時間	原則として、登園時は午前10時までに福祉園に到着し、退園時は午後5時までに帰着するルートを設定して運用する。
	添乗	福祉園支援員又は看護師が添乗する。
	健康診断	別表1(一般健康診断に準ずる)の項目について実施するものとするが、心身の状況等により実施できない項目については、この限りではない。 ※ただし、集団支援に影響のある胸部X線検査及び腸内細菌検査については、かかりつけ医等で受診のうえ意見書等の提出を求めることとする。
	特別登園	区と福祉園ならびに利用者・家族の協議により決定する。 ※特別登園とは、利用者の心身の状況に合わせて登園の方法または回数を設定すること。
	献立作成	管理栄養士又は栄養士が関わるものとする。(外部委託可)
	提供記録	利用者ごとの摂食量を毎食記録すること。 利用者ごとの体重やBMIを6か月に1回記録すること。
	特別食	利用者の嚥下機能に合わせた形状の食事を提供する。 ※利用者の健康状態により配慮が必要な場合は、医師の意見書等に基づき保護者に説明のうえ同意書の提出を求めて提供する。
	身体介助への配慮	排泄、着替え、シャワー等、特に身体介助にあたっては、利用者の意思に反する異性介助がなされないよう、利用者の意向を踏まえたサービス体制の確保に努めること。
	宿泊訓練	1回につき1泊までとし、直接処遇費の範囲で行う。 ※利用者の状況に応じて、利用者・家族の理解を得て、ほかの方法による訓練に代替することができる。
	園内における喫煙・飲酒	時間、利用者及び職員に限らず園内禁止。
管 理 運 営 面	工賃支給	生活介護サービスにおいては、工賃発生の要因が「生産活動」か「創作活動」かによって扱いが異なるため、各園の判断とする。 ※支給方法は原則現金支給とするが、園の実情に合わせ、口座振替によることも可能とする。
	医療的行為	板橋区立福祉園医療的ケアの実施に関する要綱に基づき適正に実施する。
	施設開園 日 数	土曜・日曜及び国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く、月曜から金曜日まで。(福祉園条例第6条) ※ただし、園行事及び余暇活動支援等を行う場合はこの限りではない。
	施設開園 時 間	午前9時から午後5時まで。(福祉園条例第7条) ※時間外支援を行う場合はこの限りではない。 ※各法人の就業規則とは異なる。
そ の 他 支 援	職員研修	利用者支援に影響を与えないよう調整のうえ、園長の判断で対応する。
	加入保険	別表2に記載する補償内容と同等以上の保険に加入する。
	家族会	福祉園主催の全体会を最低年2回実施する。 ※上記に関わらず、情報提供の必要に応じて適宜実施する。 ※自主的な家族会開催に際しては、会場提供等積極的に協力する。
	相談	利用者・家族から相談があった場合、これに応じる体制を整備し、必要に応じて区と連携して対応する。
そ の 他 支 援	その他	必要に応じて個別面談・家庭訪問・通院同行など実施する。

【別表 1】

健 診 項 目			備 考	
基 本 検 査	身体計測	身 長		
		体 重		
		血 圧		
	尿検査	糖		
		蛋 白		
		潜 血		
	血液検査	血糖	空腹時又は随時血糖	
			ヘモグロビンA1c	
		肝機能	GOT	
			GPT	
			γ - GTP	
		脂質	中性脂肪	
			HDLコレステロール	
			LDLコレステロール	
		貧血等	赤血球数	
血色素量				
ヘマトクリット値				
白血球数				
血小板数				
詳細検査	胸部X線検査		一次検査	
	心 電 図			
	腸内細菌検査			
	B型C型肝炎検査		入所時の1回のみ	

【別表 2】

加入保険補償内容

1 施設賠償責任保険

対 象		基本タイプ	
		施設管理下中事故	生産物事故（食中毒）
対人	1名について	5,000万円	同 左
	1事故・保険期間中	5億円	同 左
対物	1回の事故について	500万円	—
	保険期間中	500万円	—

2 障がい者総合保険（利用者個別事故への補償）

給付内容		補償額
ケガのため、180日以内に死亡した場合		50万円
ケガのため、後遺障害が残った場合（後遺障害等級より）		2万～50万円
ケガのため、入院した場合（180日限度）		2,000円／日
ケガのため、通院した場合（90日限度）		1,500円／日
個人賠償	利用者が第三者にケガをさせた場合	1億円
	利用者が第三者の財物を壊した場合	1億円
	利用者が（運営法人）施設の財物を壊した場合	50万円

※上記いずれの補償も「施設管理下で起きた事故」を補償対象とします。